



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**規 則**

○沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（衛生薬務課）…………… 1

**告 示**

○土地改良区の役員の就任の届出（村づくり計画課）…………… 2

○土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課）…………… 2

○沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 2

○道路の区域の変更（道路管理課）…………… 3

**公 告**

○補正予算の公表（財政課）…………… 3

○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（空港課）…………… 4

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（空港課）…………… 6

○開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 7

○特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部子供・女性安全対策課）…………… 8

○特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部通信指令課）…………… 8

○特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部暴力団対策課）…………… 8

**訓 令**

○告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 9

**病院事業局事項**

○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立八重山病院）…………… 9

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立八重山病院）…………… 11

**公安委員会事項**

○違反者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則…………… 12

**選挙管理委員会事項**

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日等…………… 18

○衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うこととなる基幹放送事業者等…………… 18

## 規 則

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第39号

#### 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則（平成20年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「（同令別表第15の1から22までに掲げる加工食品に係るものに限る。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第43号）附則第2条又は附則第3条の規定による表示がされたこれらの条に規定する加工食品が消費者に販売された場合における改正後の沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則第3条第1項第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

**告 示**

**沖縄県告示第506号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり今帰仁村土地改良区から役員が就任した旨の届出があった。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉則弘	今帰仁村字勢理客277番地

任期 平成29年9月14日から平成33年3月31日まで

**沖縄県告示第507号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市北名城土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
新垣政次	糸満市字名城834番地
新垣徳光	糸満市字名城35番地
伊敷光男	糸満市字名城50番地
新垣隆幸	糸満市字名城95番地
新垣幸雄	糸満市字名城619番地の1
新垣秀昭	糸満市西崎二丁目7番9号
比嘉義光	糸満市字兼城764番地の9E-35

**沖縄県告示第508号**

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成29年10月6日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 莉 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成29年11月1日から平成30年1月14日まで
- 4 観覧料の額

平成29年度博物館特別展「開館10周年記念特別展『海の沖繩』」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖繩県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖繩県土木建築部道路管理課及び沖繩県都市モノレール建設事務所において、平成29年10月6日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月6日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦添西原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	浦添市前田一丁目44番2から 浦添市前田一丁目1845番1まで	6.7m ～ 9.7m	176.6m
	浦添市前田二丁目53番1から 浦添市前田二丁目1844番まで	42.5m ～ 49.1m	159.0m
新	浦添市前田一丁目44番2から 浦添市前田一丁目1845番1まで	6.7m ～ 9.7m	176.6m
	浦添市前田二丁目53番1から 浦添市前田二丁目1844番まで	42.5m ～ 102.7m	159.0m

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成29年9月28日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成29年10月6日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

平成29年度沖繩県一般会計補正予算（第3号）

平成29年度沖縄県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に734,823千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ736,182,995千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

#### 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 国庫支出金		208,443,281	624,272	209,067,553
	3 委託金	1,246,197	624,272	1,870,469
14 繰越金		1	110,551	110,552
	1 繰越金	1	110,551	110,552
歳 入 合 計		735,448,172	734,823	736,182,995

#### 歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		65,992,301	624,272	66,616,573
	5 選挙費	45,615	624,272	669,887
14 予備費		200,000	110,551	310,551
	1 予備費	200,000	110,551	310,551
歳 出 合 計		735,448,172	734,823	736,182,995

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受

ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 空港用化学消防車（15,000リットル級）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
  - (2) 営業年数が平成29年4月1日現在において3年以上であること。
  - (3) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が100万円以上であること。
  - (4) 従業員の数が5人以上であること。
  - (5) 空港用化学消防車の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
  - (6) 購入物品に関し、迅速な点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、定期点検以外の緊急を要する修理等のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 空港用化学消防車の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
  - (3) 申請書等の受付期間 平成29年10月16日（月曜日）から同月23日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月31日（土曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合において

ては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する空港用化学消防車（15,000リットル級）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（15,000リットル級） 1台
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成31年8月23日（金曜日）
- (4) 納入の場所 下地島空港
- (5) その他 本入札は、平成29年第5回沖縄県議会における補正予算の成立を前提とした事前準備手続であり、県議会において当該予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 平成29年10月6日付け沖縄県公報定期第4583号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 期間 平成29年10月16日（月曜日）から同月23日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成29年10月16日（月曜日）から同月23日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年11月21日（火曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁11階土木建築部第2入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに5(2)に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年10月16日（月曜日）から同月23日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 10 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県土木建築部空港課管理班
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 平成29年11月10日（金曜日）
    - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県土木建築部空港課に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
  - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
A Chemical Fire Engine For Airports (15,000-Liter Class) 1car
  - (2) TIME LIMIT OF DELIVERY  
23 August, 2019
  - (3) DATE FOR BIDS  
10:00 a.m. November 21, 2017
  - (4) CONTACT POINT FOR THE NOTICE  
Airport Division, Department of Civil Engineering and Construction, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan  
Telephone 098-866-2400

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月26日 沖縄県指令土第946号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字高平1番ほか2筆及び大里字仲間1158番1ほか2筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、避難通路及び緑地
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市喜仲一丁目7番14号 つばさ総合企画株式会社 代表取締役 諸橋勲男
- 5 検査済証番号 平成29年9月21日 第4414号
- 6 工事完了年月日 平成29年8月25日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月10日 沖縄県指令土第509号、平成28年10月17日 沖縄県指令土第772号(変更)、平成29年2月20日 沖縄県指令土第113号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市古謝二丁目201番4ほか16筆(4工区及び5工区)
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市泡瀬二丁目18番11号5F 株式会社UCHI 代表取締役 高江洲篤
- 5 検査済証番号 平成29年9月25日 第4415号
- 6 工事完了年月日 平成29年8月31日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察人身安全情報管理システム等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成29年8月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 日立キャピタル株式会社九州法人支店 福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額 280,799,784円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年7月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察通信指令システム機器及びソフトウェアの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成29年9月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額 1,753,918,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年7月28日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察組織犯罪対策統合システム機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成29年9月6日
- 4 落札者の名称及び所在地 NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額 96,353,712円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年7月28日

## 訓 令

### 沖縄県訓令第41号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年10月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

定型農計15行為の根拠中「（第87条の2第1項）」を「、第87条の2第1項、第87条の3第1項又は第87条の4第1項」に改め、同定型告示の根拠中「（第87条の2第10項において準用する同法第87条第5項）」を「、同法第87条の2第10項において準用する同法第87条第5項、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項又は同法第87条の4第4項において準用する同法第87条第5項」に改め、同定型告示文中「第87条の2第1項」の次に「、第87条の3第1項、第87条の4第1項」を加え、同定型注1中「第87条の2第1項第3号」を「第87条の2第1項第2号」に改める。

定型農計16行為の根拠中「第87条の3第1項」を「第88条第1項、第7項、第12項、第16項又は第19項」に改め、同定型告示の根拠中「第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項」を「第88条第6項において準用する同法第87条第5項、同法第88条第10項において準用する同法第87条第5項、同法第88条第13項において準用する同法第87条第5項、同法第88条第18項において準用する同法第87条第5項又は同法第88条第19項において準用する同法第87条第5項」に改め、同定型告示文中「第87条の3第1項」を「第88条第1項（第7項、第12項、第16項、第19項）」に改める。

定型農計27行為の根拠中「第113条の2第2項」を「第113条の3第1項」に改め、同定型公告の根拠中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改め、同定型告示文中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改める。

定型農計28行為の根拠を次のように改める。

#### 行為の根拠

定型農計28公告の根拠中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成29年10月6日から施行する。

## 病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

沖縄県立八重山病院長 依 光 た み 枝

- 1 調達する物品等の種類 厨房設備 一式
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
  - (2) 購入物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。
  - (3) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立八重山病院総務課 〒907-0022 石垣市字大川732番地 電話番号0980-83-2525
  - (3) 申請書等の受付期間 平成29年10月6日（金曜日）から同月18日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月30日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立八重山病院が実施する厨房設備一式に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

沖縄県立八重山病院長 依 光 た み 枝

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 厨房設備 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成30年3月30日（金曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 平成29年10月6日付け沖縄県公報定期第4583号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による厨房設備一式に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成29年10月6日（金曜日）から同月18日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立八重山病院総務課 〒907-0022 石垣市宇大川732番地 電話番号0980-83-2525

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成29年10月18日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年11月17日（金曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立八重山病院2階第2会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県立八重山病院総務課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成29年10月18日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落

札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立八重山病院総務課
- (2) 所在地 〒907-0022 石垣市字大川732番地 電話番号0980-83-2525

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

13 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成29年11月16日（木曜日）午後5時  
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Kitchen facilities 1 set
- (2) DELIVERY PERIOD  
The date in March 30, 2018 designated by Okinawa Prefectural Yaeyama Hospital
- (3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS  
5:00 p.m. October 18, 2017
- (4) DATE AND TIME FOR BIDS  
2:00 p.m. November 17, 2017
- (5) CONTACT  
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Yaeyama Hospital  
732 Okawa, Ishigaki City, Okinawa, 907-0022 Japan  
Telephone 0980-83-2525

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第11号

違反者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年10月6日

沖縄県公安委員会

#### 違反者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

違反者講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「するなど実質的効果」を「する等、実質的効果」に改める。

第8条第2項第2号中「配布など」を「配布等」に改める。

第9条第4項第2号中「という。）設定」を「という。）の設定」に、「コース設定」を「講習路設定」に改め、同項第4号ア中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加え、同号イ中「者は、」の次に「準中型自動車又は」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。

第13条第2項第4号アを次のように改める。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(7) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(7)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

第15条第4号中「及び中型自動車」を「、中型自動車及び準中型自動車」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第17条第1項中「講習中の」を「講習中における」に、「実車よる」を「実車による」に改め、「際しては、」の次に「受講者に」を加え、「プロテクタ」を「プロテクター」に改め、同条第2項中「何らかの」を削り、「使用するなど」を「使用する等」に改める。

別表の(その1・四輪運転者用)の表中「、自動車等の構造見本」を削り、

<p>6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>(1) 走行の基本                  ア 座席ベルトの着用                  イ 運転操作                  ウ 進路変更                  (2) 歩行者の保護                  (3) 自転車に乗る人の保護                  (4) 車間距離                  (5) 追越し                  (6) 交差点の進行                  (7) 駐車と停車                  (8) 危険な場所などでの通行                  ア 夜間、トンネル                  イ カーブ                  ウ 悪天候等                  (9) 高速道路の通行                  ア 高速走行の危険性                  イ 高速道路への出入り                  ウ 高速走行の方法                  (10) 二輪車に対する注意                  ア 二輪車の特性                  イ 二輪車事故の特徴                  (11) 事故と故障時の措置</p>	<p>○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。                  ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的にとりあげることとする。                  ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。</p>
<p>7 構造取扱いの知識</p>	<p>(1) 安全運転に必要な構造取扱い及び日常点検要領                  (2) 事故原因となる故障の発見と整備方法</p>	<p>○ 日常点検の必要性と点検項目、点検要領を説明して体得させる。                  ○ カットエンジン、カットシャシー等の器材を実際に作動し理解させる。</p>

を

<p>6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>(1) 日常点検要領                  (2) 走行の基本                  ア 座席ベルトの着用                  イ 運転操作                  ウ 進路変更                  (3) 歩行者の保護                  (4) 自転車に乗る人の保護                  (5) 車間距離                  (6) 追越し                  (7) 交差点の進行</p>	<p>○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げる。                  ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。                  ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性、点検項目、点検要領等を説明する。                  ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例</p>
-----------------------------	---	--

	(8) 駐車と停車 (9) 危険な場所等での通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		に基づいて説明する。  ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。	
--	---	--	---	--

に、「8」を「7」に、「9」を「8」に、

10 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて、必要な資器材を用いて行う。		
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	を

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて、必要な資器材を用いて行うこと。		
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	に、

10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導  (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	
11 面接指導		個別的指導 （適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行	を

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。</li> </ul>	
	<p>考查</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して安全運転の動機付けをする。</li> </ul>	
9 運転適性についての診断と指導②	<p>(1) 実車による診断と指導</p> <p>(2) 運転シミュレーター操作による診断と指導</p>	<p>実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故、違反に結び付く危険な運転癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</li> <li>○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故、その他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</li> <li>○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。</li> </ul>	
10 面接指導		<p>個別的指導 (適宜、ディスカッション方式をとる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。</li> <li>○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。</li> </ul>	に改
	<p>考查</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。</li> </ul>	
<p>め、別表の（その2・二輪運転者用）の表中「、自動二輪車、原動機付自転車」を削り、</p>				
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	<p>(1) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転</p> <p>(2) 歩行者の保護</p> <p>(3) 速度と車間距離</p> <p>(4) 追越し</p> <p>(5) 交差点通行</p> <p>(6) 夜間走行</p> <p>(7) 気象条件に合わせた運転</p> <p>(8) 高速道路の通行</p> <p>(9) 改造車の運転禁止</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVD等視聴覚教材を活用する。</li> <li>○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。</li> <li>○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。</li> <li>○ DVD等視聴覚教材を活用する。</li> </ul>	

7 構造取扱いの知識	(1) 安全運転に必要な構造取扱い (2) 日常点検要領		○ 日常点検の必要性と点検項目、点検要領を説明して体得させる。 ○ 自動二輪車又は原動機付自転車を使用して実施する。	
------------	---------------------------------	--	---	--

を

			○ DVD等の視聴覚教材を活用する。	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性、点検項目、点検要領等を説明する。	

に、「8」を「7」に、「9」を「8」に、

10 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて、必要な資器材を用いて行うこと。		
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	を

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて、必要な資器材を用いて行うこと。		
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	に、

「○社会参加活動を含まない講習

10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 エ 発進要領 イ 低速走行及び通常走行 ウ 停止要領	実技 個別的指導（適宜、ディスプレイ方式をとる。） 教本、自動二輪車、原動	○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 実習に当たっては、乗用車ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクタ、衣服及	
--------------------	--	---	--	--

	エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナーリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練  (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	び履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 速度30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を修得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等から見て、本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	を
11 面接指導		個別的指導 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	

「 ○ 社会参加活動を含まない講習

9 運転適性についての診断と指導 ②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナーリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練  (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 個別的指導 (適宜、ディスカッション方式をとる。) 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾する等して運転行動、事故、違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 速度30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を修得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等から見て、本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故、その他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導	に改め
-----------------------	---	--	--	-----

			の結果により必要と認める者について実施する。
10 面接指導		個別的指導 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。

る。

**附 則**

この規則は、平成29年10月6日から施行する。

**選挙管理委員会事項**

**沖縄県選挙管理委員会告示第15号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日及び登録の日を次のとおり定めた。

平成29年10月6日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成29年10月9日。ただし、年齢については平成29年10月22日
- 2 登録の日 平成29年10月9日

**沖縄県選挙管理委員会告示第16号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員の選挙において政見放送を行うこととなる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次のとおりである。

平成29年10月6日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

放送の種類	一般放送事業者	届出候補者数が1人の政党	届出候補者数が2人の政党	届出候補者数が3人から5人までの政党
テレビジョン放送	琉球放送株式会社	1回	<del>1回</del>	1回
	沖縄テレビ放送株式会社	<del>1回</del>	1回	<del>1回</del>
	琉球朝日放送株式会社	<del>1回</del>	<del>1回</del>	1回
ラジオ放送	株式会社ラジオ沖縄	1回	1回	1回

--	--	--	--	--

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--